○関東地方整備局告示第二百三十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年三月十二日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十日　　関東地方整備局長　菊川　滋

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　㈱西原ネオ 取締役社長　久木原　徹
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ケ丘38－２　大栄産業㈱　南知多工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15番地の43　若柳化成工業㈱ 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業 岐阜県安八郡安八町南條1294番地１　坂化学工業㈱ 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱ 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
３－10－Ｈ－002	ネオ浄化そうＮＣＮ－14Ａ型
〃　002－１	〃　ＮＣＮ－18Ａ型
〃　002－２	〃　ＮＣＮ－21Ａ型
〃　002－３	〃　ＮＣＮ－25Ａ型
〃　002－４	〃　ＮＣＮ－30Ａ型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　㈱西原ネオ 取締役社長　久木原　徹
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱ 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
３－10－Ｈ－003	ネオ浄化そうＮＣＮ－35Ｂ型
〃　003－１	〃　ＮＣＮ－40Ｂ型
〃　003－２	〃　ＮＣＮ－45Ｂ型
〃　003－３	〃　ＮＣＮ－50Ｂ型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都板橋区板橋三丁目９番７号　㈱日立ハウステック 代表取締役社長　星田慎太郎
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　㈱日立ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
３－10－Ｈ－004	沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式ＫＴＧ－５型
〃　004－１	〃　ＫＴＧ－７型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都板橋区板橋三丁目９番７号　㈱日立ハウステック 代表取締役社長　星田慎太郎
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　㈱日立ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
３－10－Ｈ－005	沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式ＫＴＧ－10型

○関東地方整備局告示第二百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十日　　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号九の項指定の区分欄中「省令第十五条各号に掲げる区分」を「省令第十五条第一号から第六号及び第九号から第十四号に掲げる区分」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「本社　東京都渋谷区代々木一丁目五十八番十号」を「東京センター　東京都渋谷区代々木一丁目五十八番十号」に、指定をした日欄中「平成十七年三月二十八日」を「平成二十二年三月二十六日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十二年三月二十八日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第二百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十日　　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号八の項指定をした日欄中「平成十七年三月十四日」を「平成二十二年三月十一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十二年三月十四日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第二百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十日　　関東地方整備局長　菊川　滋